(2021年)

(株)PEO建機教習センタ 北海道教習所 石狩市新港中央2丁目766-3 TEL(0133) 64-6388 FAX (0133) 64-6148

玉掛け技能講習	(19H•15H)	2/1	(月) ~	3 (水)	3日間
車両系(整地等)運転技能講習	(14H)	2/4	(木) ~	5 (金)	2日間
小型移動式クレーン運転技能講習	(20H-16H)	2/6	(土) ~	8 (月)	3日間
フォークリフト運転技能講習	(11H)	2/9	(火) ~	10 (水)	2日間

講習区分	コース	年齡条件	受 講 資 格	料金 (教本含む)	対象機械他
玉掛技能講習	19H		・玉掛補助作業等の経験のない方	30,000円	制限荷重1トン以上の揚貨装置、または吊り
		18才以上	・玉掛補助作業等の経験はないが、クレーン/移動式		上げ荷重1トン以上のクレーン/移動式クレーン/
	15H	107 以工	クレーン免許所持者、又は小型移動式クレーン技能	25,000円	デリックの玉掛の業務
北労安教第321			講習等を修了した方 (修了証のコピーが必要です。)		
車両系(整地等)			・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系		機体重量3トン以上
運転技能講習			 特別教育を修了後、小型車両系建設機械の業務経験が		トラクター・ショヘ゛ル/ハ゜ワー・ショヘ゛ル/モータ・ク゛レータ゛/
	14H	18才以上	3ヶ月以上ある方	45,000円	ブルドーザ/ドラグショベル/クラム・シェル/
			(申込書に事業主の経験証明が必要です。)		トレンチャー/ ドラグ・ライン/他
北労安教第318			·大型特殊自動車運転免許がある方(免許証のコピーが必要です。)		
小型移動式クレーン	20H		・未経験で他の資格がない方	51,000円	吊り上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン
運転技能講習	16H	18才以上	・玉掛又は床上操作式クレーン技能講習修了者。	45,000円	積載型トラッククレーン/他
北労安教第322	1011		クレーン運転士免許所持者。 (修了証のコピーが必要です。)	45,000[]	
フォークリフト			·大型特殊自動車運転免許所有者···経験不要		最大荷重1t以上(上制限なし)
	運転技能講習		(免許証のコピーが必要です。)		
運転技能講習			·普通·大型·大特(限定付)免許を所有し、1トン	23.000円	
			未満のフォークリフトの特別教育を修了し、修了後	23,000	
			3ヶ月以上の実務経験者		
北労安教第325			(運転免許証、経験証明、特別教育修了証が必要です)		

受付時間

講習初日の午前8:00より

(玉掛け15Hコース初日12:00より)

学科会場

日立建機日本(株)北見西機材センター(北見市美園518-1)

実技会場は初日に連絡いたします。

<u>フォークリフトの学科会場は別会場となります。予約時お問合わせ下さい。</u>

受講料は受講開始日1週間前までに

下記へお振込みお願い致します。

新東京支店(普通)

(株)PE0建機教習センタ

三菱UFJ銀行

7760012

当日持参するもの…

学科 筆記用具・印鑑・受講に必要な資格証(原本)

学科時…マスク着用してください。

実技 作業服・ヘルメット・安全靴・皮手・防寒具等

(新型コロナウィルスによりヘルメット等の

お貸しを控えております。)

予約•受付先

会場の都合や実技規定により定員がございますので、

(株)PEO建機教習センタ 北海道教習所 (石狩市新港中央2丁目766-3)

TEL: (0133)64-6388

☆受講申込書はインターネットよりダウンロードできます。

http://kyosyu.pctc.co.jp/hokkaido/index.html

(ダウンロード→受講申込書より各科目選択してご利用ください。)

下記書類は受講日2週間前まで郵送にて送付ください。

☆受講申込書・写真(3×2.4)2枚・・自動車運転免許証・受講に必要な資格証(両面コピー)・・・受講資格参照

その他

※過去に当社で技能講習修了証を取得された方は、統合修了証として発行されますので、旧修了証をご持参下さい。

※一部免除申請(事業主の経験証明)が必要な方はFAX(0133)64-6148にて事前に確認をします。

助成金制度のご案内

<u>人材開発支援助成金</u>

(建設労働者技能実習コース)

平成30年10月1日より

北海道労働局への計画届等の提出 〉が不要となりました。

『詳しくは当教習所にお尋ねください。

《受給資格》

〉(1)資本金3億円以下または従業員300人以下。 (2))雇用保険料率が12.0/1000に加入。

2(3) 受給者が被保険者であること。(入られていない方

は減額にて可能な場合があります) (4)受講期間中、受講者に賃金が支払われること。

注)社長、役員で報酬扱いの方、一人親方及び 同居親族のみの建設業者は対象外です。